

28) 品目名：木質ペレット（建築解体木材を使用するものを除く）

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原料としていないこと。 2 製品又は原料が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、その物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	木質ペレット品質規格（一般社団法人日本木質ペレット協会）に適合していること。 ただし、上記に適合しない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	原料として循環資源を100%（重量割合）使用していること。

平成21年8月31日制定

平成26年8月28日改定

【参考：木質ペレット品質規格（一般社団法人日本木質ペレット協会）】

品質項目	単位	基準		
		A	B	C
直径の 呼び寸法(1) D	mm	6、(7)、8		
長さ(2) L	mm	L ≤ 30 mm が質量で95 %以上で、かつL > 40 mm が無いこと		
かさ密度 BD	kg/m ³	650 ≤ BD ≤ 750		
含水率 (湿量基準) U	% (3)	U ≤ 10		
微粉率 F	% (3)	F ≤ 1.0		
機械的耐久性 DU	% (3)	DU ≥ 97.5		
高位発熱量 Q	MJ/Kg(3)	≥ 18.4 (4,390 kcal/kg)		≥ 17.6 (4,200 kcal/kg)
低位発熱量 Q	MJ/Kg(3)	≥ 16.5 (3,940 kcal/kg)		≥ 16.0 (3,820 kcal/kg)
灰分 AC	% (4)	AC ≤ 0.5	0.5 < AC ≤ 1.0	1.0 < AC ≤ 5.0
硫黄 S	% (4)	S ≤ 0.03		S ≤ 0.04
窒素 N	% (4)	N ≤ 0.5		
塩素 C l	% (4)	Cl ≤ 0.02		Cl ≤ 0.03
ヒ素 A s	mg/kg(4)	As ≤ 1		
カドミウム C d	mg/kg(4)	Cd ≤ 0.5		
全クロム C r	mg/kg(4)	Cr ≤ 10		
銅 C u	mg/kg(4)	Cu ≤ 10		
水銀 H g	mg/kg(4)	Hg ≤ 0.1		
ニッケル N i	mg/kg(4)	Ni ≤ 10		
鉛 P b	mg/kg(4)	Pb ≤ 10		
亜鉛 Z n	mg/kg(4)	Zn ≤ 100		

(1) 6 mm 又は8 mmが望ましい

(2) 円孔径3.15mmのふるいに残るものを測定対象とすること。

(3) 到着ベース(湿量基準)

(4) ドライベース(乾量基準)